

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月18日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第6号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納付命令) 第9条の2 略 2 略 3 法第51条の4第18項の規定による放置違反金の納付の命令の公示送達は、別記様式第6号の3による納付命令公示送達書により行うものとする。 4・5 略</p> <p>(納付命令の取消し) 第9条の2の2 略 2 法第51条の4第18項の規定による放置違反金等に相当する金額の還付の公示送達は、別記様式第6号の6による放置違反金納付命令取消（兼）還付公示送達書により行うものとする。ただし、放置違反金等に相当する金額の還付を伴わない場合は、別記様式第6号の7による放置違反金納付命令取消公示送達書により行うものとする。</p> <p>(督促) 第9条の2の5 略 2・3 略 4 法第51条の4第18項の規定による督促状の公示送達は、別記様式第6号の12による督促状公示送達書により行うものとする。 5・6 略</p>	<p>(納付命令) 第9条の2 略 2 略 3 法第51条の4第18項の規定による放置違反金の納付の命令の公示送達は、別記様式第6号の3による納付命令公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。 4・5 略</p> <p>(納付命令の取消し) 第9条の2の2 略 2 法第51条の4第18項の規定による放置違反金等に相当する金額の還付の公示送達は、別記様式第6号の6による放置違反金納付命令取消（兼）還付公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。ただし、放置違反金等に相当する金額の還付を伴わない場合は、別記様式第6号の7による放置違反金納付命令取消公示送達書を公安委員会の掲示板へ掲示することにより行うものとする。</p> <p>(督促) 第9条の2の5 略 2・3 略 4 法第51条の4第18項の規定による督促状の公示送達は、別記様式第6号の12による督促状公示送達書を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。 5・6 略</p>

別記様式第6号の8の（表）注1中「とれる」を「取れる」に改め、同様式の（裏）中「行った場合」を「行った場合」に、「場所において公示により」を「公示による」に、「行った後」を「行った後」に、「及び公示による納付命令の場所」を「及び公示による納付命令の方法」に、

- 「(4) 公示による納付命令の場所
広島県公安委員会の掲示板
を
(5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、弁明通知書の表中の「この弁明通知書
の番号」を(4)の掲示板に表示することにより行います。」
「(4) 公示による納付命令は、氏名ではなく、弁明通知書の表中の「この弁明通知書
の番号」を、広島県警察のホームページへ掲載するとともに、広島県公安委員会
に
の掲示板へ掲示することにより行います。」

改める。

別記様式第6号の12中「同条第5項」を「同条第13項」に、「放置違反金納付命令書」を「督促状」に改め、同様式注中「あつた」を「あった」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この公安委員会規則は、令和8年5月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 この公安委員会規則による改正後の規定は、この公安委員会規則の施行の日以後にする
公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。